

札 障 第 20 号
平成 20 年（2008 年）4 月 1 日

各居宅介護事業所 管理者 様

札幌市障がい福祉担当部長 岡田 寿

通院介助の対象範囲の拡大について（通知）

平素は本市障がい者福祉行政にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、平成 20 年 4 月 1 日より下記のとおり通院介助の対象範囲が拡大いたしますので通知いたします。

記

1 対象範囲の拡大

現行	平成 20 年 4 月 1 日以降
病院等へ通院する場合の介助のみ対象	病院等へ通院する場合に加え、 <u>公的手続又は相談のために官公署・相談支援事業所を訪れる場合を対象として追加</u>

2 適用年月日

平成 20 年 4 月 1 日利用分より適用

3 移動支援との適用関係

原則として通院介助を利用することが可能な者については、通院介助の利用が優先となります。

4 備考

通院介助の算定に当たっては、別添の厚生労働省通知に従い、引き続き適切に行ってください。

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市障がい福祉課給付管理係 担当：荘司
TEL011-211-2936 FAX011-218-5181